1. これまでの審議内容

- ・令和5年6月28日【本審】町田市への条例制定権の移譲等について審議会で審議を行うことを報告
- ・令和5年10月2日【規格小】町田市への条例制定権の移譲に向け、町田市と屋外広告物法第28条の協議を行う旨審議会へ上申することを決定
- ・令和5年10月26日【本審】町田市と屋外広告物法第28条の協議を行うことについて可決

2. 町田市の屋外広告物規制にかかるこれまでの経緯

平成21年8月 町田市、景観行政団体に移行

平成30年3月 「**町田市屋外広告物ガイドライン(景観編**)」**を策定 → 強制力がないため、実効性に苦慮**

令和4年3月 町田市景観審議会に「町田市の景観施策のあり方について」諮問

令和 4 年10月 町田市景観審議会答申

→市内の実情に合わせた景観誘導の実現に当たり、市独自の屋外広告物条例の必要性を指摘

令和4年10月から令和5年7月まで 町田市景観審議会内に市景観施策検討委員会を設置、市条例案等について検討 (都はオブザーバーとして参加)

令和5年8月 **町田市景観審議会にて市条例案の内容承認** ⇒ 同年9月から10月にかけてパブリックコメント実施

令和5年12月 都から町田市に対し法第28条に基づく権限移譲の協議を実施。町田市から同意する旨の回答を受領

3. 法第28条に基づく事前協議

(参考)

○屋外広告物法

(景観行政団体である市町村の特例等)

第28条 都道府県は、地方自治法第252条の17の2の規定によるもののほか、第3条から第5条まで、第7条又は第8条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村(中略)が処理することとすることができる。この場合においては、<u>都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。</u>

東京都

- ・法第3条から第5条まで、第7条 又は第8条の条例制定改廃権を移譲 する旨の協議書
- ・権限移譲後の事務権限の整理表

協議依頼

町田市

・協議内容を確認

・町田市との協議が整った旨を 審議会に報告し、了承を得る



- ・権限移譲に同意する旨の回答
- ・「法第28条協議に基づく協議に向けた協議及び調整事項(※)」を添付

(※)市が行おうとする屋外広告物施策に関する 事項、都条例との整合性に関する事項、組織体 制に関する事項など

4. 町田市条例が独自に定める事項

- (1)町田市独自の「地域景観資源」を禁止区域・禁止物件として規定
- ○市景観条例に基づく「地域景観資源※」を屋外広告物等の表示等を禁止する区域や物件として指定

※市民から提案のあった自然資源、施設、名勝地等を登録する制度

(2)町田市独自の許可基準を設定

○「第一種・第二種低層住居専用地域」と「用途地域等の未指定地域」について許可基準を強化

項目	第一種•第二種低層住居専用地域	用途地域等が指定されていない地域	都条例の規定 ※用途地域未指定地域は条例の対象外
高さ	屋外広告物等の上端の高さは、原則、	原則、地上10m以下	
色彩 (鮮やかさ)	表示面の過半は <mark>高彩度色以外</mark> (住居専用地域は表示面積3㎡超、用途地域未指定	-	
色彩 (色の数)	4色以下 (表示面積3㎡超のみ)	_	_
余白	表示面積の30%以上の余白を確保	_	_

(3)「エリアマネジメント広告活用計画」を規定

○「エリアマネジメント広告活用計画」を新たに位置づけし、**エリマネ団体による禁止区域・禁止**

物件への広告物等の表示・設置が可能に

○エリマネ広告の運用にあたって、景観アドバイザーによる助言が得られる仕組みづくり

5. 町田市条例制定に伴う都条例等の改正手続き

(1)東京都屋外広告物条例改正(案)

再掲

○法第28条に基づき、町田市が条例を制定することができる事務の範囲を定める。【新設】

【規定例(屋外広告物条例ガイドライン) 】

(景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等)

別表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表

事務	市町村
1 法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定に基づく条例の制定及び改廃	OO市

(参考)景観行政団体への条例制定権移譲範囲

- ▶法第3条 広告物の表示等の禁止(禁止地域等) ▶法第4条 広告物の表示等の制限(許可制等)
- ▶法第5条 広告物の表示の方法等の基準 ▶法第7条 違反に対する措置
- ➤法第8条 除却した広告物等の保管等

(2)市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例改正

再据

条例制定等の権限の移譲により、町田市が自ら条例を制定し行うこととなる事務について、 事務処理特例条例の規定から町田市を除く改正を行う。【一部改正】

(市町村が処理する事務の範囲等)

第2条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町村が処理することとする。

【現行規定:条文例】

- 9 屋外広告物法、東京都屋外広告物条例及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの
- 二 屋外広告物又はこれを掲出する物件のうち、はり紙、はり札等、広告旗、 立看板等、広告幕及びアドバルーン(電飾を除く。)並びにその他の広告物 等(中略)に係る条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの
- (1) 条例第8条、第15条、第16条及び第30条の規定による広告物等の表示又は設置に係る許可

各市 (八王子市を除く。) 、瑞穂町

(3)東京都告示の改正

再掲

禁止区域を指定する以下の告示から町田市に係る区域を除く。【一部改正】

○ 昭和62年東京都告示第151号【現行規定】

東京都屋外広告物条例第6条第11号の規定に基づき、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない区域を次のとおり定める。

五 高速自動車国道

道路名	区域			
	起点	終点	延長(m)	道路の中心線からの距離(m以内)
高速自動車国道 東名自動車道	都道羽田上高井戸 岩淵線との交点	<u>町田市</u> 神奈川県境	<u>約1,800</u>	ア 世田谷区の区域内 (ア)両側200 (イ)都道羽田上高井戸岩淵 線との交点の周囲200 イ 町田市の区域内 両側500

6. 今後のスケジュール(案)

